3　連結法人が当該連結法人を合併法人とする適格合併（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を被合併法人とするものを除く。）により当該適格合併に係る被合併法人から配当等の額の元本である当該被合併法人との間に連結完全支配関係がある他の内国法人の株式又は出資の移転を受けた場合において、当該適格合併が当該配当等の額の前項に規定する計算期間の末日の翌日から当該配当等の額の支払に係る効力が生ずる日までの間に行われたものであるときは、第一項の規定の適用については、当該被合併法人と当該他の内国法人との間に連結完全支配関係があつた期間は、当該連結法人と当該他の内国法人との間に連結完全支配関係があつたものとみなす。

第二十三条の二の二第一項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「第十一条第四項第二号ロ」を「第十一条第五項第二号ロ」に、「第十三条第二項第三号ハ」を「第十三条第二項第二号」に改め、同条第十一項中「特定森林施業計画対象山林について」を「特定森林経営計画対象山林について」に、「特定受贈森林施業計画対象山林について」を「特定受贈森林経営計画対象山林について」に改め、同項第一号イ中「森林施業計画（特定森林施業計画対象山林」を「森林経営計画（特定森林経営計画対象山林」に改め、同号ロ中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「第十二条の規定」を「第十条第二項の規定により読み替えて適用される場合」に改め、「同じ。）」の下に「において読み替えて準用する森林法第十一条第五項の規定」を加え、「の森林施業計画」を「の森林経営計画」に改め、同号ハ中「森林施業計画の」を「森林経営計画の」に、「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、同項第二号中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「第十二条」を「第十条第三項」に、「において読み替えて準用する同法第十一条第五項」を「の森林施業計画」に、「の森林施業計画書」を「の森林経営計画書」に改め、同項第三号イ中「特定受贈森林施業計画対象山林の」を「特定受贈森林経営計画対象山林の」に、「森林施業計画（特定受贈森林施業計画対象山林」を「森林経営計画（特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同号ロ中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画（」を「森林経営計画（」に、「第十二条」を「第十条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項」に、「の森林施業計画」を「の森林経営計画」に、「森林施業計画の」を「森林経営計画の」に改め、同項第四号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、同号ハ中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第三号中「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「特定受贈森林施業計画対象山林」に改め、同項第二号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「及び」の下に「その死亡の時における」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号中「特定森林施業計画対象山林（以下この号及び第十一項」を「特定森林経営計画対象山林（以下この号及び第十二項」に、「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に改め、同号ハ中「特定森林施業計画対象山林」を「特定森林経営計画対象山林」に、「第六項第二号及び第十一項」を「第七項第二号及び第十二項」に、「規定する森林施業計画」を「規定する森林経営計画」に、「森林施業計画書」を「森林経営計画書」に、「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「森林法施行規則第十三条の二（同令第十三条の三第四項の規定により準用される場合を含む。）の」を「森林法第十一条第五項（同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係る」に改め、同項第二号中「特定受贈森林施業計画対象山林」を「特定受贈森林経営計画対象山林」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第六十九条の五第二項第一号に規定する一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものは、森林法施行規則第十条第一号に規定する計画的伐採対象森林とする。

第二十三条の二第三項中「第五項第一号及び第六項」を「第五項第一号及び第七項」に、「第五項及び第六項」を「第五項から第七項まで」に改め、同条第五項第一号中「及び次項に」を「、次項及び第七項に」に、「次項第三号」を「第七項第三号」に、「増改築等（次号、次項第三号」に改め、同号に次のように加える。

ホ　施行令第四十条の四の二第三項第五号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類

第二十三条の五の二第五項第二号中「ニまで」を「ホまで」に、「次項第三号」を「次項第三号ロ及び第七項第三号」に改め、同条第七項中「第四十条の四の二第八項」を「第四十条の四の二第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第七項中「第四十条の四の二第六項第一号イ(1)中(ⅳ)を(ⅴ)とし、(ⅲ)の次に次のように加える。

(ⅳ)　当該住宅取得等資金に係る法第七十条の二第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額（同号イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては、同号イ又はロのいずれかに定める金額）

第二十三条の五の二第六項第二号イ(3)中「第四十条の四の二第二項第一号及び第二号」を「第四十条の四の二第二項各号」に、「並びに同項第一号及び第二号」を「及び当該各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　施行令第四十条の四の二第六項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた住宅用の家屋は、次の各号に掲げる住宅用の家屋の区分に応じ当該各号に定める書類を贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものとする。

一　次号及び第三号に掲げる住宅用の家屋以外の住宅用の家屋　当該住宅用の家屋が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める施行令第四十条の四の二第六項に規定する住宅用の家屋に該当する旨を証する書類

二　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用の家屋が第一項に規定する新築に準ずる状態にある場合における当該住宅用の家屋　当該住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく前号に定める書類を当該贈与の日の属する年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

三　住宅所得等資金を充てて増改築等をした住宅用の家屋　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日までに、住宅用の家屋の増改築等をした場合　第一号に定める書類又は前項第一号ホに定める書類

ロ　住宅取得等資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日において、住宅用の家屋が第二項に規定する増改築等の完了に準ずる状態にある場合　増改築等の工事が完了したときは遅滞なくイに定める書類を増改築適用年分の贈与税に係る納税地の所轄税務署長に提出することを約する書類

第二十三条の六第三項中「以下この条」を「第五項及び第六項」に改め、同条第五項第一号中「以下この条」を「次号及び次項」に、「以下この項及び次項」を「次号及び次項第三号」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第三号」に改め、同条第六項第二号イ(3)中「第四十条の五第二項各号」に、「並びに同項第一号及び第二号」を「及び当該各号」に改める。